

農業者、生産者団体、種苗会社のみなさま

重要品種の種苗生産

始めませんか？

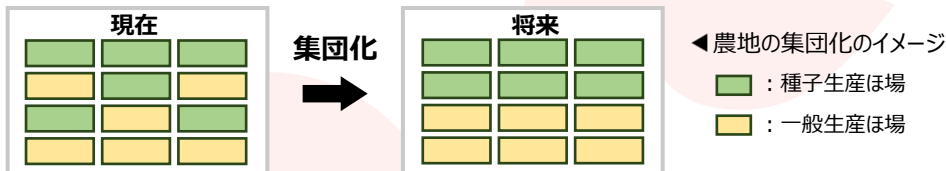
気候変動等対応品種法※に基づき、
将来にわたり種苗を安定的に生産できる環境を整備するため、
重要品種の種苗生産を行う取組を支援します

※重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

種苗生産の計画認定による特例措置

種苗産地の集団化を地域計画に反映しやすくします

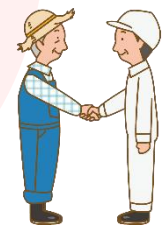
- ・認定を受けた種苗生産者は協議の場へ参加の申出が可能
- ・種苗生産圃場の集団化等を地域計画へ反映



種苗の栽培管理協定※を農地継承者にも引き継ぎます

※別途市町村への申請が必要

- ・周囲の農業者との間で種苗の栽培管理に係る協定を作成でき、
農地の継承者にもその効力が継続
- ・協定認可後に、農振農用地区域外農地（白地）を
農振農用地区域内農地（青地）に編入する際の
手続きを簡素化



施設導入に関する農地転用の手続きを簡略化できます

- ・計画の一環で施設整備する際の、農地転用の手続きを簡素化

★このほか、認定事業者には**各種支援事業の優遇措置**を行う予定です

重要品種とは

以下の3つを満たした品種です

① 農業をめぐる情勢の変化に対応する形質を有すること

(例) **省力化**に関する形質



機械収穫しやすい

多収化に関する形質



大粒で単収増加

気候変動に対応した形質



かんきつの浮皮



大豆の葉焼病

高温や病気に強い

その他の形質

(例) 輸出に適した品種



果実が硬く日持ち性に優れる

② 広域に普及が可能であること

2以上の都道府県への種苗供給や利用を制限しないもの

③ 品種登録を受けていること

※都道府県基本計画に、重要品種として位置付けられている必要があります

取組のイメージ（重要品種種苗生産事業活動計画）

都道府県
(都道府県基本計画)

①申請



②認定



重要品種種苗生産
事業活動計画

種苗生産者

(農業者、農業団体、
民間企業等)

▲計画認定スキーム

○都道府県基本計画が定められている場合に申請が可能です
※位置付けられていない場合は、都道府県に基本計画の作成・変更を提案することができます

○定量的な目標を設定し、重要品種の種苗の効率的な生産を行っていただく計画です

(例1) 水稻

県から委託を受けて水稻の種子生産を行う営農組合が、
集団防除や罹病株抜き取りについて周辺農業者と協定を締結

(例2) 野菜

種苗会社と、委託を受けて野菜の種子生産を行う生産者が、
地域計画の協議の場へ参加し、適切な病害虫防除や、
交雑防止のための緩衝帯の設置等を実施

詳しい内容については、農水省HPをご覧ください。

担当：農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課

☎ 03-3581-9649

